

答 申 個 第 1 5 号
平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 佐 伯 彰 洋
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第 3 6 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 5 年 4 月 2 6 日付け保障第 3 7 号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

医療機関の調査等に係る文書の個人情報一部開示決定についての異議申立てに対する決定
(諮問個第 2 0 号)

1 審査会の結論

実施機関が非開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については、開示すべきである。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成25年3月8日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、「私が京都市保健福祉局障害保健福祉推進室に対して、特定病院に対する行政指導を行うよう申し入れた事に関して着手している事がわかる文書」の開示を請求した。

(2) 実施機関は、当該請求に係る個人情報として「特定病院入院時の人権侵害についての訴え」（以下「本件公文書1」という。）及び「特定病院入院中の人権侵害についての確認メモ」（以下「本件公文書2」という。）を特定したうえ、「病院の請求者に対する評価等が記載されている部分（以下「本件非開示部分」という。）」の開示をせず、その他の部分を開示するとの個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成25年3月22日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

条例第16条第7号に該当

開示することにより、当該関係機関との信頼関係を損ない、今後、精神医療に関する必要な情報を収集できなくなるなど、精神科病院への指導等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 異議申立人は、平成25年3月27日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報一部開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

ア 医療機関に対する監査について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の趣

旨において、人権に配慮した適正な精神医療の確保、精神障害者の社会復帰・社会参加を促進するという観点から、より良い精神医療を目指していくことが精神保健福祉施策の推進について必要とされている。

特に、入院者の処遇については、精神保健福祉法に基づき、人権に配慮した適切な処遇が行われ、社会復帰に向けた様々な環境整備を積極的に推進していくことが必要であることから、精神科病院に対して指導を徹底する必要がある。

精神科病院に対する監査権限は、厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市の市長にあり、通常は都道府県知事又は指定都市の市長が権限を行使するが、法律上極めて適性を欠く等の疑いのある精神科病院に対しては、厚生労働大臣が直接実地指導を行うこともあり得る。

監督権限については精神保健福祉法第38条の6及び第38条の7に定められており、京都市においては、原則年1回病院に出向いて関係職員に対する聞き取り及び関係書類の確認、病棟視察、入院者の実地審査を行っている。

実地指導の結果、改善すべき事項があれば、口頭及び文書指摘を行い、改善報告書の提出を求めることもある。

イ 障害保健福祉推進室の業務について

実施機関においては、障害保健福祉関係法令に基づき、各種障害保健福祉施策についての事務を行っており、その一つとして、市内の入院施設のある精神科病院13病院に対し、実地指導を行っている。

ウ 公文書について

本件公文書は、特定病院入院時の人権侵害についての異議申立人の訴えの内容と、その訴え内容について、実施機関が当該病院に確認した内容をまとめたものである。

(2) 条例第16条第7号に該当することについて

入院中の人権侵害について確認を行うに当たり、情報の一部として把握した病院の異議申立人への評価等については、実施機関と特定病院との信頼関係があって得られる情報である。異議申立人への評価等を公開すると、病院の異議申立人に対する医療が円滑に進まなくなることが危惧されるため、病院の実施機関に対する信頼を損なうおそれがある。

信頼関係が損なわれると、今後、実施機関が行う実地指導や、京都市の他の行政機関が他の患者への支援等を行うにあたり必要とする、精神医療に関する必要な情報を病院から収集できなくなるなど、特定病院への指導や特定病院との連携、ひいては京都市の精神医療行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

重大な人権侵害があるのに侵害内容を明らかにする部分が非開示になっている。

本人の生年住所を誤認しており正当な調査決定とはいえない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書1は、平成25年2月28日に異議申立人が実施機関（保健福祉局障害保健福祉推進室）を訪れ、人権侵害に係る行政指導の要望を行った際の実施機関の記録であり、異議申立人の氏名・入院歴・主治医等、異議申立人の要望内容とそれに対する実施機関の説明、実施機関の職員が特定病院の院長から電話で聞き取った内容及び病院に確認した内容を異議申立人に伝えた際のやりとりが記載され、こころの健康増進センターからのファックス（異議申立人がこころの健康増進センターを訪れて面談した際と同センターの記録）が添付されている。

イ 本件公文書2は、平成25年3月7日に実施機関の職員が特定病院の院長に電話で確認した際の記録であり、架電者及び受電者の氏名並びにやり取りの内容が記載されている。

ウ 実施機関は、本件公文書1の特定病院の院長から電話で聞き取った内容の一部及び本件公文書2のやり取りの一部を非開示としている。

(2) 条例第16条第7号該当性について

ア 実施機関は、特定病院の異議申立人への評価等を公開すると、特定病院の請求者に対する医療が円滑に進まなくなることが危惧されるため、特定病院の実施機関に対する信頼を損なうおそれがあり、今後、実施機関が行う実地指導や、精神医療に関する必要な情報を病院から収集できなくなるなど、精神医療行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、本件非開示部分は、条例第16条第7号に該当すると主張するので、この点について検討する。

イ 本件非開示部分は、異議申立人の人権侵害の訴えに関し、実施機関の職員が特定病院の院長に電話で問い合わせた内容をまとめたものの一部である。このうち、特定病院の異議申立人に関する評価等については、実施機関の求めに応じ当該病院から任意に提供された情報であり、当該病院から異議申立人に伝えられているものとは考えにくい。このような情報が開示されると、特定病院の異議申立人に対する適切な治療の実施に支障が生じるおそれもあり、今後、特定病院が実施機関に率直な意見を述べることをためらい、引いては、実施機関の精神医療行政の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められ、条例第16条第7号に該当すると判断する。

ウ しかしながら、当審査会が検分したところ、本件公文書2の非開示部分には、本件公文書1において既に開示されている「病院への確認事項」と重なる部分や異議申立人が知り得ている事実、更に実施機関の職員の質問の部分も含まれていた。これらの部分は、上記イで検討した異議申立人に対する病院の評価等とは異なり、これを異議申立人に開示して

も、今後、医療機関が実施機関に対し率直な意見を述べることをためらうような事態は生じないと認められ、条例第16条第7条に該当しないと判断する。

(3) なお、当審査会は、異議申立人に意見書の提出及び審査会での口頭意見陳述の希望についての回答を求めたが、期限から5箇月以上経過しても異議申立人から応答がない状況を踏まえ、本件異議申立てについては、異議申立人の意見を聴取するまでもなく審議の結論に到達できるため、迅速な処理及び審議の効率性の観点から口頭意見陳述を実施しなかった。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成25年 4月26日 諮問（諮問個第20号）
5月23日 実施機関からの理由説明書の提出
11月13日 実施機関の職員の理由説明（平成25年度第6回会議）
12月18日 審議（平成25年度第7回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）

(別表) 本件公文書 2

開示すべき部分
1 1 行目から 1 4 行目 2 4 文字目まで, 1 6 行目から 1 7 行目 1 3 文字目まで, 1 8 行目 1 7 文字目から 2 3 文字目まで, 1 8 行目 3 6 文字目から 4 3 文字目まで及び 1 9 行目 9 文字目から 2 0 行目まで